

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
企業内容等の開示に関する内閣府令	開示府令
企業内容等の開示に関する留意事項について	開示ガイドライン

	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>開示府令第二号様式記載上の注意（57） a（c）について、「選任するための（基準又は方針）」との表現であると、当該基準等が直接選任に影響を与える厳格なものであると判断されるおそれがあることから、「選任にあたり参考としている」等へ表現振りを変更してほしい。</p>	<p>開示府令第二号様式記載上の注意（57）の a（c）の「社外取締役又は社外監査役を選任するための（基準又は方針）」には、社外取締役又は社外監査役の選任に当たって直接適用するもののほか、選任に当たって参考とする基準等も含むものと考えており、開示府令の文言は変更していません。</p> <p>なお、社外取締役又は社外監査役の選任に当たり、独立性に関する基準又は方針はないが、参考とする基準又は方針がある場合には、「基準又は方針はないが、選任にあたっては〇〇を参考にしている」旨を記載するとともに、その参考にしている基準等の内容を記載することになります。</p>
2	<p>今回の改正案が、これまでの企業実務に何らかの変更を強いるものではないことを明らかにしてほしい。</p> <p>具体的には、開示府令第二号様式記載上の注意（57） a（c）について、社外役員を選任するための「独立性に関する基準・方針」を設けている会社があるのであれば、当該会社にその記載・開示を求めるに止まり、同「基準・方針」を設けていない会社も当然に許される（株主自治に委ねられる）ことを明らかにしてほしい。</p>	<p>開示府令第二号様式記載上の注意（57）の a（c）においては、提出会社が独立性に関する基準又は方針を定めている場合にはその内容を、これらの基準又は方針を定めていない場合にはその旨を記載するものであり、全ての提出会社に対して、当該基準又は方針の作成を求めるものではありません。</p>
3	<p>開示ガイドライン案5-19-2において、「他の会社等」とは、提出会社の社外取締役・社外監査役が役員若しくは使用人を務める単一の「会社その他の人格主体」を指すと解してよいか（当該他の会社の関連会社等まで括がらないと考えてよいか）。また、「役員」「であった場合」の定義を明らかにしてほしい。</p>	<p>「他の会社等」は、提出会社以外の会社及び会社以外の法人の全てが該当し、ご指摘のような「他の会社の関連会社等」についても含まれます。</p> <p>「役員」の範囲は、「役員の状況」における「役員」と同様であり、また、「（役員）であった場合」とは、過去において役員であった者が該当します。</p>

4	<p>開示ガイドライン案5-19-2において、「留意する」とあるが、記載の範囲や内容を拡充するといった主旨との理解でよいか。仮にそうであるならば、可能な範囲で具体的な目線を示してほしい。</p>	<p>開示ガイドライン5-19-2では、「提出会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係」には、社外取締役又は社外監査役が他の会社等の役員若しくは使用人である、又は役員若しくは使用人であった場合における当該他の会社等と提出会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係が含まれる旨を明確化したものです。</p>
5	<p>開示ガイドライン案5-19-2において、「他の会社等の役員若しくは使用人である、又は役員若しくは使用人であった場合」とあるが、いつまで遡る必要があるのか（無期限か）。また、「その他の利害関係」はどの程度までと考えればよいか。提出会社（上場会社）の子会社との利害関係は含まれないとの理解でよいか。</p>	<p>「提出会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係」の記載については、個別に判断されるべきものであると考えられますが、このような「社外取締役又は社外監査役が他の会社等の役員若しくは使用人である、又は役員若しくは使用人であった場合」における利害関係等の記載については、他の会社等の役員又は使用人であった者としていつまで遡る必要があるのかという点も含め、金融商品取引所が開示を求める社外役員の独立性に関する事項を参考にすることができます。</p> <p>提出会社とその他の会社等との利害関係が開示会社の子会社等を通じて存在する場合も、「社外取締役又は社外監査役が他の会社等の役員若しくは使用人である、又は役員若しくは使用人であった場合」に含まれるものと考えられます。</p>
6	<p>開示ガイドライン案5-19-3において、「当該金融商品取引所が開示を求める社外役員の独立性に関する事項」を記載した場合には、開示府令に定める義務を履行したと考えてよいか。</p>	<p>基本的には、金融商品取引所が開示を求める社外役員の独立性に関する事項を参考にし記載すればよいと考えられます。</p>
7	<p>開示ガイドライン案5-19-3において、「金融商品取引所が開示を求める社外役員の独立性に関する事項」は、開示府令第二号様式記載上の注意(57)のa(c)の第1文に規定する「提出会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係」の記載に当たって参考にすることができるとしているが、(57)のa(c)の第1文から第2文は相互に関連していることから、5-19-3は(57)のa(c)の記載全体について参考にすることができることとしてほしい。</p>	<p>開示ガイドライン5-19-3は「提出会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係」の記載に当たって、「金融商品取引所が開示を求める社外役員の独立性に関する事項」を参考にし記載することができることを明確にしたものです。なお、開示府令第二号様式記載上の注意(57)のa(c)の第1文に関連した事項についても、参考にできるものがあれば、参考にすることができるものと考えられます。</p>

8	<p>平成 24 年 3 月 31 日に平成 23 事業年度が終了する場合には、当該（平成 23）事業年度に係る有価証券報告書（平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日）から改正内容が適用されるとの理解でよいか。</p>	<p>ご意見のとおりです。</p>
9	<p>そもそもパブリックコメントに供する時期が法令の適用予定時期を考えると遅すぎる（締め切りから適用開始予定日まで 7 営業日しかない）。パブリックコメントを受け付けてもその意見を反映しようという姿勢が見られず、形式的にパブリックコメントを行っているとしか考えられない。</p> <p>パブリックコメントの募集については、パブリックコメントの締め切りから法令の適用予定時期まで 2 ヶ月以上とるなど、提出されたパブリックコメントを法令に適切に反映する期間を設けて行うべきではないか。</p>	<p>今回の改正は、①従来から記載事項とされていた「役員の状況」及び「コーポレート・ガバナンスの状況」における社外取締役に該当する旨の記載や提出会社の独立性に関する考え方等についての開示内容の明確化を図ったものであること、②投資者保護の観点からできる限り早急に対応する必要があったことから、平成 24 年 3 月 30 日付けで公布・施行することとしました。</p>
10	<p>平成 24 年 3 月期からの適用開始を予定しているようであるが、公布から施行まで少なくとも半年間以上の周知期間・準備期間を設け、企業への説明会も開催し、企業実務を混乱させないだけの配慮が当然に必要である。</p>	
11	<p>開示ガイドライン案 5-19-3 について、以下の理由より、適用時期の延期について検討してほしい。</p> <p>開示ガイドライン案 5-19-3 においては、本邦の証券取引所が開示を求める社外役員の独立性に関する事項を参考にすることができるが、東京証券取引所による「証券市場の信頼回復のためのコーポレート・ガバナンスに関する上場制度の一部見直しについて」の施行は「平成 24 年 5 月を目途として実施する」とされており、現段階において明確ではない。本改正の適用は平成 24 年 3 月 31 日を事業年度の末日とする当該年度にかかる有価証券報告書等であるため、内容や該当性の確認、作成、印刷等の実務を考慮すると、例えば 5 月の遅い時期に「金融商品取引所が開示を求める社外役員の独立性に関する事項」が確定してからでは、有価証券報告書への反映が間に合わないおそれがある。なお、本改正においては、「義務」でなく「参考</p>	<p>今回の改正は、①従来から記載事項とされていた「役員の状況」及び「コーポレート・ガバナンスの状況」における社外取締役に該当する旨の記載や提出会社の独立性に関する考え方等についての開示内容の明確化を図ったものであること、②投資者保護の観点からできる限り早急に対応する必要があったことから、平成 24 年 3 月 30 日付けで公布・施行することとしました。</p> <p>なお、開示ガイドライン 5-19-3 は、開示府令第二号様式記載上の注意(57)の a(c)の「提出会社との人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係」の記載に当たり、「金融商品取引所が開示を求める社外役員の独立性に関する事項を参考に記載」することができる旨を明確化したものであって、「金融商品取引所が開示を求める社外役員の独立性に関する事項」のとおりに記載することを義務付けるものではありません。</p>

<p>にすることができる」とされているが、ガイドラインに明記される以上、提出会社においては、事実上記載が必須になると判断するものと思料する。</p>	
--	--